

八幡浜地区施設事務組合職員身元保証規程

〔平成24年 4月 1日〕
規程第1号

改正

八幡浜地区施設事務組合職員身元保証規程（平成6年規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、職員の身元保証に関し必要な事項を定めるものとする。

（身元保証人及び身元保証契約書）

第2条 本組合職員は、採用発令の日から7日以内に組合長の承認する保証人2人以上の連帯による身元保証契約書（別記様式）を提出しなければならない。

2 前項の保証人は、本組合を構成する市町（以下「構成市町」という。）に住所を有し、相当の保証力のある民法（明治29年法律第89号）に規定する行為能力者でなければならない。

3 構成市町に住所を有する者を保証人として得られないときは、承認を得て構成市町外に住所を有する者を保証人とすることができる。

4 身元保証契約書の有効期間は、採用後5年とする。

（身元保証人の変更）

第3条 組合長は、身元保証契約期間中といえども、不相当と認めたときは、保証人の変更を命ずることができる。

第4条 身元保証人が失そう、死亡又は第2条第2項の資格を失ったときは、その事由の生じた日から7日以内に保証人を設定又は変更しなければならない。

（弁償）

第5条 組合長は、当該職員において、組合の損失弁償の義務が生じ指定期間内に弁償をしないときは、その保証人に弁償させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、従前の定めにより提出していた身元保証契約書は、この規程によつて提出したものとみなす。

別記様式

身元保証契約書

現住所
氏名

年 月 日 生

この度、上記本人が八幡浜地区施設事務組合職員として採用されるにあたり、今後5年間（本人が5年に満たない間に職員でなくなつたときは、その日まで）その身元を保証し、本人が貴組合に損害を及ぼした場合には、本人と連帯してその責任を負います。

年 月 日

連帯身元保証人 住所
署名 ⑩
年 月 日 生
続柄

連帯身元保証人 住所
署名 ⑩
年 月 日 生
続柄

八幡浜地区施設事務組合長 様